

計画策定年度	令和元年度
計画主体	熊本県美里町

美里町鳥獣被害防止計画

(連絡先)

担当部署名：美里町役場 経済課

所在地：熊本県下益城郡美里町馬場 1100

電話番号：0964-46-2114 中央庁舎 経済課

FAX番号：0964-46-3510

メールアドレス：keizai@misato.kumamoto.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、アナグマ、アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	熊本県 美里町

(注) イノシシ（イノブタ含む）以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	3.59 ha 367 万円
	果樹（栗、柿）	0.87 ha 36 万円
	飼料作物（WCS、イタリアン等）	0.11 ha 2 万円
	野菜（カボチャ、ねぎ等）	0.17 ha 45 万円
	芋類（かしょ、ばれいしょ）	0.03 ha 13 万円
	工芸作物（たばこ、茶）	0.03 ha 13 万円
ニホンジカ	水稲	0.15 ha 16 万円
	果樹（柿、栗、梅）	0.61 ha 31 万円
	飼料作物（イタリアン、ソルガム）	0.59 ha 36 万円
	森林（スギ、ヒノキ）	30.0 ha 300 万円 ※森林被害は推定値
ニホンザル	果樹（柿、栗）	0.09 ha 7 万円
	野菜（たまねぎ他）	0.06 ha 25 万円
カラス類	果樹（柿、栗）	0.04 ha 3 万円
アナグマ	飼料作物（ソルガム）	0.05 ha 4 万円
	野菜（スイカ、キュウリ等）	0.08 ha 58 万円
アライグマ	被害なし	被害なし

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、町内全域において発生しており、年間を通して水稲・果樹・飼料作物への被害が多発している。特に、水稲について7月から10月にかけての生育期に被害が著しく発生しており、被害区域も町内全域に広がっている。また、果樹の枝折り、田畑の畔の破壊など農作物以外での被害も続いているため、今後も引き続き対策が必要である。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、スギ、ヒノキ等植栽木への被害が著しく、若芽の採食、角擦り等による剥皮被害が多発している。また、収穫期や成長期など時期により、水稲、野菜、果樹等への被害があり、被害作物も多岐にわたり、被害区域も町内全域に広がっている。生息数は平成10年代になって急増しており、現在も被害が続いているため今後も引き続き対策が必要である。

③ニホンザル

ニホンザルによる被害は、年間を通して発生しているが、特に秋から春にかけて、野菜への被害が多くなっている。被害区域は旧砥用地区に多く発生しており、なかでも涌井、豊富、甲佐平、遠野地区では、集落内に侵入して食害された事例があった。また、採取前のしいたけ等の食害も増えており、これらの被害は30～40頭の大きな群れを中心に移動しながら被害を及ぼし広がりをみせている。県モニタリング調査によると全体頭数は約100頭と推測される。これまでは、山林に近い果樹園・畑地等の被害が主だったが、近年は民家近くの野菜・果樹・干し柿等にも被害が拡大している。また、住宅内への侵入、住民に対するサルの威嚇行動など、人的被害も確認されている。

④カラス類

カラス類による被害は、夏から秋を中心に、野菜・果樹への被害が発生しており、被害区域は町内全域にわたり、住宅地の家庭菜園にまで被害の広がりを見せている。

⑤アナグマ

アナグマによる被害は春から秋にかけての被害が発生しており、野菜等への被害が集中していて、被害区域は町内全域に広がっており、生息頭数は増加傾向にある。

⑥アライグマ

アライグマによる被害は確認されていないが、隣の宇城市まで侵攻が確認されており、今後、本町への侵攻が進み農作物への被害が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標 (令和 4 年度)
イノシシ被害金額	476万円	405万円
ニホンジカ被害金額	383万円	326万円
ニホンザル被害金額	32万円	27万円
カラス類被害金額	3万円	2万円
アナグマ被害金額	62万円	53万円
アライグマ被害金額	0万円	0万円
計	956万円	813万円

※目標値を現状値の85%として計上

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標 (令和 4 年度)
イノシシ被害面積	4.8ha	4.1ha
ニホンジカ被害面積	31.4ha	26.7ha
ニホンザル被害面積	0.2ha	0.1ha
カラス類被害面積	0.1ha	0.1ha
アナグマ被害面積	0.1ha	0.1ha
アライグマ被害面積	0.0ha	0.0ha
計	36.6ha	31.1ha

※目標値を現状値の85%として計上

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>イノシン等の捕獲を実施するため、有害鳥獣捕獲隊への助成や、狩猟免許取得者への取得費用の助成を行っている。また、貸出用の箱わなを購入し運用している。</p> <p>ニホンジカとニホンザルについては、国・県と連携して行う緊急捕獲等対策事業により、捕獲の推進を図っている。</p> <p>(捕獲奨励金の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ (成獣) : 10,000 円 (国+町費) ・イノシシ (幼獣) : 10,000 円 (国+町費) ・ニホンジカ : 10,000 円 (国+県+町費) ・ニホンザル : 40,000 円 (国+県+町費) ・アナグマ : 2,000 円 (国+町費) ・アライグマ : 2,000 円 (町費) <p>また、被害の著しい地区において獣害に強い集落づくりとして、専門の講師を招聘して学習会等を行う。</p>	<p>近年は捕獲従事者の高齢化が進んでおり、従事者数の減少が懸念されている。</p> <p>このため、捕獲の担い手の育成が課題である。また、里山に生息する有害獣の生息数・生息地の把握など、その有害獣の生態を理解することも重要である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>イノシン等野生獣による農林産物への被害が発生した地域及び被害が発生するおそれのある地域において、農林産物への獣害を防止するために行う事業に対し、有害獣被害防止対策事業補助金により助成を行っている。また、森林組合等により造林地において、シカ森林被害防止対策事業により、シカ被害防止ネットの設置を行っている。</p> <p>平成 23 年度から鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、箱わなの導入や被害が著しい地区に侵入防護柵の設置を行っている。</p>	<p>侵入防護柵一偏に頼った対策とならないよう、有害獣との緩衝帯となるべく耕作放棄地の整備 (刈り払い等) が必要である。しかしながら農業者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地や農地の遊休化の解消は困難な状況にある。</p> <p>また、鳥獣被害に対する取組みや認識に個人差がある。</p>

(5) 今後の取組方針

本町における被害防止対策は、前述の課題を踏まえ、被害発生の抑止及び効果的な捕獲を図ることを目標とする。

まず、被害発生の抑止については、これまで実施してきた有害獣被害防止対策事業(町単独事業による助成)の活用推進を図るとともに、耕作放棄地や周辺林地の刈り払い等による環境整備を推進する。また、国や県等の鳥獣被害防止総合対策交付金事業や森林環境保全整備事業、シカ森林被害防止対策事業等の補助事業を有効活用し、被害防護施設の普及を図る。

次ぎに効果的な捕獲を実施するため、被害発生を充分予察するとともに、有害獣の生態の熟知に努め、効率的な捕獲班の編成や周辺市町との連携を強化する。

(計画期間における計画)

- ①有害獣被害防止対策事業の補助要件を拡充する。
- ②集落への啓発活動(耕作放棄地や周辺林地の環境整備等)(獣害に強い集落づくりとして集落単位で学習会等)を実施する。
- ③捕獲の担い手の育成を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会美里支部に属する者によって構成された有害鳥獣捕獲隊により、捕獲を行う。あわせて、町職員で構成された鳥獣被害対策実施隊により、被害調査や効果的な追払いに努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ アライグマ	・箱わな等の捕獲機材の導入推進。 ・狩猟免許取得希望者への講習会等の実施。 ・捕獲の担い手となる人材の育成、確保。
3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ アライグマ	・箱わな等の捕獲機材の導入推進。 ・狩猟免許取得希望者への講習会等の実施。 ・捕獲の担い手となる人材の育成、確保。
4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ アライグマ	・箱わな等の捕獲機材の導入推進。 ・狩猟免許取得希望者への講習会等の実施。 ・捕獲の担い手となる人材の育成、確保。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
① イノシシ イノシシについて、直近の3か年の有害鳥獣捕獲状況は、〔捕獲実績：28年度＝351頭（うち幼獣21頭）、29年度＝518頭（うち幼獣33頭）、30年度＝519頭（うち幼獣36頭）〕増加傾向にあり、より一層の捕獲圧をかける必要があるため令和元年度以降についても継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画を年700頭（うち幼獣100頭）とする。			
② ニホンジカ ニホンジカについて、直近の3か年の有害鳥獣捕獲状況は、〔捕獲実績：28年度＝316頭、29年度＝272頭、30年度＝398頭〕生息数の大きな減少はないと推測され農産物、森林に多大な被害を及ぼしており被害金額も減少してないことから、今後も担い手の育成を行うとともに、熊本県が策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息密度を2頭/k㎡を指標に頭数調整捕獲を実施することとし、捕獲計画を年500頭とする。			
③ ニホンザル ニホンザルについて、〔捕獲実績：28年度＝6頭、29年度＝6頭、30年度＝12頭〕熊本県が定める野生ニホンザル対策方針に基づき、個体数を特定し、威銃や防護柵等の防除対策を前提とし、人とニホンザルの棲み分けを図る。人的被害が予想される場合には捕獲を行うものとし、捕獲計画を年20頭とする。			
④ カラス類 カラス類について、果樹への食害が多発しており、その都度捕獲を行なってきた。特に特産物である柿への被害が発生しており、今後も継続して捕獲を行なっていく必要がある。過去の捕獲実績を鑑みて〔捕獲実績：24年度＝6羽、25年度＝13羽、26年度＝10羽、27年度＝10羽〕捕獲計画を年30羽とする。			
⑤ アナグマ アナグマについて、野菜・果樹への被害が発生していて、被害額が増加傾向にある。直近の3か年の有害鳥獣捕獲状況〔捕獲実績：28年度＝7頭、29年度＝16頭、30年度＝37頭〕から被害報告や捕獲依頼等によっては捕獲を行うものとし、捕獲計画を年50頭とする。			
⑥ アライグマ 国が指定している特定外来種生物のアライグマについて、本町への侵攻は確認されていないが、近隣の宇城市では平成29年度に幼獣1頭が捕獲されている。捕獲実績はないが、農業被害が今後発生すると予想されることから捕獲計画を年5頭とする。			

対象鳥獣	捕獲計画数等（有害鳥獣捕獲分）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	700	700	700
ニホンジカ	500	500	500
ニホンザル	20	20	20
カラス類	30	30	30
アナグマ	50	50	50
アライグマ	5	5	5

捕獲等の取組内容
<p>町内全域において、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、アライグマについては、銃器や箱わな等による捕獲。カラス類については、銃器による捕獲を行う。なかでも、例年被害が発生している地域や、過去に甚大な被害が発生している地域にあつては、予察捕獲の導入を行う。</p> <p>なお、いかなる場合においても法を遵守し、事故発生の防止はもちろんのこと、住民の理解を得られるよう努めることとする。</p>

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
美里町全域	ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ

4. 防護柵の設置、その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ	受益面積 30.0ha 防護柵（電気柵）5,000m （ワイヤーメッシュ柵）5,000m	受益面積 30.0ha 防護柵（電気柵）5,000m （ワイヤーメッシュ柵）5,000m	受益面積 30.0ha 防護柵（電気柵）5,000m （ワイヤーメッシュ柵）5,000m
ニホンザル	防護柵等 300m	防護柵等 300m	防護柵等 300m

(2) その他被害防止計画に関する取組

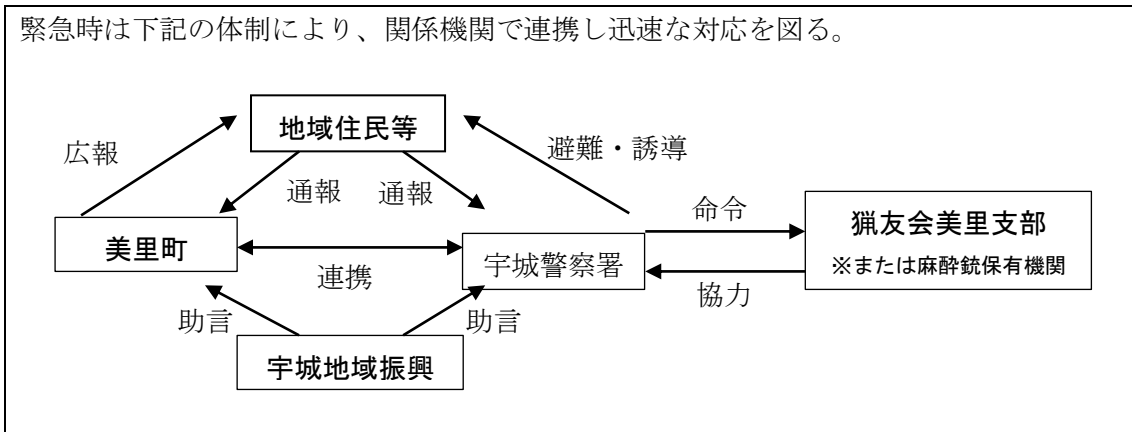
年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ アライグマ	<p>電気防護柵の管理は、漏電防止のため、電線の下草刈りが不可欠であり、集落や地域での管理を必要とする。</p> <p>集落における懇談会等を通じて、被害防止対策の普及啓発を推進し、獣害に強い集落づくりとして農林業者または集落単位での積極的な取組がなされるよう学習会等を通して体制整備の確立を図る。</p>
3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ アライグマ	<p>電気防護柵の管理は、漏電防止のため、電線の下草刈りが不可欠であり、集落や地域での管理を必要とする。</p> <p>集落における懇談会等を通じて、被害防止対策の普及啓発を推進し、獣害に強い集落づくりとして農林業者または集落単位での積極的な取組がなされるよう学習会等を通して体制整備の確立を図る。</p>
4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ アライグマ	<p>電気防護柵の管理は、漏電防止のため、電線の下草刈りが不可欠であり、集落や地域での管理を必要とする。</p> <p>集落における懇談会等を通じて、被害防止対策の普及啓発を推進し、獣害に強い集落づくりとして農林業者または集落単位での積極的な取組がなされるよう学習会等を通して体制整備の確立を図る。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
美里町	情報収集、連絡調整、地域住民・学校等への周知、避難場所の確保
宇城警察署	住民の避難・誘導、駆除員に対する命令等
熊本県央広域本部宇城地域振興局	鳥獣に関する取扱い全般に対する助言、市町村界を越える場合の連絡調整
熊本県猟友会美里支部	対象鳥獣の駆除・捕獲・追払い

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	美里町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
美里町林務観光課、経済課	事務局、協議会に関する連絡・調整に関すること
美里町有害鳥獣駆除隊	有害鳥獣の捕獲等に関すること
熊本県猟友会美里支部	鳥獣の捕獲や狩猟免許等に関すること
熊本県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護管理等に関すること
熊本宇城農業協同組合	営農指導や情報提供等に関すること
熊本県農業共済組合宇城支所	農産物被害調査等に関すること
緑川森林組合	営林指導や情報提供、森林被害調査等に関すること
美里町囑託会	地域の被害状況等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課 九州森林管理局熊本森林管理署	協議会への指導・助言、鳥獣及び被害防止に関する情報提供や各種補助事業に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美里町鳥獣被害対策実施隊の設置（平成24年10月1日設置） <ul style="list-style-type: none">・実施隊員は、美里町職員20名のうち隊長1名、副隊長1名で構成する。 美里町鳥獣被害対策実施隊の活動内容 <ul style="list-style-type: none">・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。・有害鳥獣の被害状況確認及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害獣の生息調査及び生態調査等は、必要により外部の専門機関（県認定捕獲等事業者等）に委託して実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、現地に放置することなく回収し、埋設する場合は、環境に影響を与えないように適切な埋設処理を行う。 イノシシ、シカについては、食肉としての利活用を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等、その有効な利用に関する事項

美里町でのイノシシ、シカの年間捕獲計画数は、1,200頭であり、1町での食肉への処理加工施設の設置については困難と思われる。広域的な処理加工施設の設置に向け、近隣市町村を含め捕獲・処理加工・流通・消費までの各段階の情報を共有し、関係機関と協議を継続していく。 また、食品としての利用にあたっての、衛生管理を重視した処理加工技術はもちろんのこと専門的な知識経験を有する者の確保・育成に向けた取組みを行う。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に関して、美里町有害獣被害防止対策協議会と連携を密にするとともに、隣接市町とも連絡をとり合って、広域的な連携も視野に入れながら、被害防止対策の充実と強化を図る。 また対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合を対処するために、猟友会や実施隊との連絡体制を整えて適切に対処できるよう連携を密にする。
--